

# 令和6年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画

令和6年3月29日  
千葉県農林水産部森林課

## 1 目的

安全な林産物の流通に資するため、令和6年3月26日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部長)の方針、平成25年10月29日付け「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドラインのQ&A」(林野庁、以降に追加文書があった場合、当該文書を含む)、野生のきのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用について(平成27年11月20日付け27林政経第247号)、出荷制限・出荷自粛解除済(一部解除を含む)市町の当該品目に係る検査については、県、当該市町の「たけのこの出荷制限・出荷自粛解除に係る申請」、「原木しいたけの出荷制限・出荷自粛解除に係る申請」に基づき、林産物の放射性物質検査を行う。

なお、廃業により出荷自粛が解除された生産者については、出荷再開に際しては、出荷自粛解除に準じた取り扱いとする。

## 2 検査対象品目

- (1) R5.4.1以降、基準値を超える放射性セシウムが検出された品目
  - 野生のきのこ類・山菜類：なし
  - 原木きのこ類：なし
- (2) R5.4.1以降、基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目 ((1) を除く)
  - 野生のきのこ類・山菜類：なし
  - 原木きのこ類：なし
- (3) 対象品目の管理の困難性を考慮し検査が必要な品目
  - 野生のきのこ類・山菜類：たけのこ
  - 原木きのこ類：なし
- (4) 生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及び継続的なモニタリング検査が必要な品目
  - 原木きのこ類：原木しいたけ(露地栽培)、原木しいたけ(施設栽培)
  - ただし、本検査等の結果、基準値の1/2を超過した場合、当該品目は(2)に移行する。

## 3 検査対象市町村、検査頻度及び検体点数

- (1) モニタリング検査
  - ア たけのこ(原則、モウソウチクのたけのこを検査対象とする)
    - (ア) 出荷制限・出荷自粛解除済みの市町村(現在の該当市町村：木更津市、船橋市、八千代市、芝山町、栄町、我孫子市)
      - 「たけのこの出荷制限・出荷自粛解除に係る申請」に基づく検査を行う。
        - ・出荷開始前に3検体以上
      - なお、過去の検査で基準値の1/2を超えた竹林及び過去に検査を行っていない竹林から出荷する場合は、出荷前に県・市町村検査又は自主検査を行うものとする。

さらに、平成 26 年度以降解除済市町村については、上記検査で、基準値の 1/2 を超過した場合、出荷前に 5 検体の追加検査（精密検査）を行い、基準値以下であることを確認後、出荷・販売するものとする。

- ・出荷期間中、1 週間に 1 検体を基準とした定期検査

(イ) その他の市町村

- a R5. 4. 1 以降、基準値の 1/2 超過市町村：出荷開始前に 3 検体以上

(該当市町村なし)

- b a 以外の出荷市町村：出荷開始前に 1 検体以上

(現在の該当市町村：流山市、浦安市、印西市、白井市、九十九里町のうち、出荷希望者が確認されている市町村)

ただし、現時点で b の市町村であっても、本検査等の結果、基準値の 1/2 を超過した場合、a に移行し、合計 3 検体以上の検査を出荷開始前に行う。

(ウ) 検査対象外市町村（以下の市町村は、県の出荷開始前検査を要さず、出荷・販売可能）

習志野市、市原市、柏市、香取市、千葉市、市川市、松戸市、野田市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町、神崎町、多古町、東庄町、銚子市、旭市、匝瑳市、東金市、山武市、大網白里市、横芝光町、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、君津市、富津市、袖ヶ浦市

イ 原木しいたけ（露地栽培）、原木しいたけ（施設栽培）

(ア) 出荷制限・出荷自粛一部解除済み市町村（解除対象生産者に限り出荷・販売可能）

「原木しいたけの出荷制限・出荷自粛解除に係る申請」に基づく検査を行う。

- ・出荷期間中、市町村当たり 1 カ月に 1 検体の定期検査

なお、解除対象生産者は、千葉県の栽培管理に基づく検査を行う。（出荷開始前に解除済ロットごとに 1 検体の県・市町村検査又は自主検査を行い、基準値以下であることを確認後、出荷・販売するものとする。）

(イ) その他の市町村

- a R5. 4. 1 以降、基準値の 1/2 超過市町村

露地栽培は出荷開始前に 3 検体以上

(該当市町村なし)

施設栽培は定期的に 3 検体以上

(該当市町村なし)

- b a 以外の出荷市町村

露地栽培は出荷開始前に 1 検体以上

施設栽培は定期的に 1 検体以上

ただし、現時点で b の市町村であっても、本検査等の結果、基準値の 1/2 を超過した場合、a に移行し、合計 3 検体以上の検査を出荷開始前（露地栽培）又は定期的検査（施設栽培）を行う。

- (2) 出荷制限・出荷自粛解除（廃業に伴う出荷自粛解除後の再開を含む）に向けた検査  
原木しいたけ  
全ロット 3 検体以上

#### 4 出荷

「出荷開始前検査」の品目は、市町村ごとに計画検査点数全てが基準値以下であることを確認してから、出荷するものとする。

なお、「出荷開始前検査」の品目であって本検査等の結果、基準値の 1/2 を超過し、検査点数を 1 検体以上から 3 検体以上とした市町村は、合計 3 検体以上の検査結果全てが基準値以下であることを確認してから、出荷するものとする。

1 令和6年度千葉県主要林産物のモニタリング検査計画 市町村別一覧

令和6年3月29日現在

品目	(3)対象品目の管理の困難性を考慮し検査が必要な品目										(4)生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及び継続的なモニタリング検査が必要な品目						
	①たけのこ										②原木しいたけ (露地栽培)			③原木しいたけ (施設栽培)			
検査頻度	出荷開始前			定期的(解除済市町)			過去50Bq/kg超過竹林、未検査 竹林の竹林毎の出荷前検査※				出荷 開始前	定期的 (一部解除 済市)	解禁済ロット の出荷前 検査※	定期的 (一部解除 済市)	定期的 (一部解除 済市)	定期的 (一部解除 済市)	定期的 (一部解除 済市)
出荷期(年表記)	R5冬-R6春期	R6冬-R7春期	R5冬-R6春期	R6冬-R7春期	R5冬-R6春期	R6冬-R7春期	R6秋期	出荷期間中	R6秋期	出荷状況に応じ実施	R6	R6	R6	R6	R6	R6	
年度	R5 (参考)	R6	R7 (参考)	R5 (参考)	R6	R7 (参考)	R5 (参考)	R6	R7 (参考)	R6	R6	R6	R6	R6	R6	R6	
R6年度合計							202										
R6年度品目別合計				80						70				52			
出荷期別小計	22	22	42	50	8	8	27	32	11	28	24	0					
番号	市町村	R5計	14	8	21	1	4	38	5	45	0	8	0	8	27	32	0
1	千葉市	12													4	7	1
2	習志野市	0															
3	市原市	2													1		1
4	八千代市	14	2	1	3		5	1	6		4	4		X			
5	市川市	2													1		1
6	船橋市	20		3	3		7	1	8		4	4		1			
7	松戸市	0															
8	野田市	1															1
9	柏市	1															1
10	流山市	7	1		1												
11	我孫子市	9	3		3		4	1	4								1
12	鎌ヶ谷市	0															
13	浦安市	0															
14	成田市	8													4	3	1
15	佐倉市	4													3		1
16	四街道市	0															
17	八街市	1													1		
18	印西市	7	1		1										4	1	1
19	白井市	2		1	1												
20	富里市	1															
21	酒々井町	0															
22	栄町	9	1	2	3		4		5								
23	香取市	2													1		1
24	神崎町	2													1		1
25	多古町	1													1		
26	東庄町	2													1		1
27	銚子市	0															
28	旭市	1															1
29	匝瑳市	2													1		1
30	東金市	2													1		1
31	山武市	3													3		
32	大網白里市	1													1		
33	九十九里町	1		1		1											
34	芝山町	9	3		3		6		6								
35	横芝光町	1													1		
36	茂原市	2													1		1
37	一宮町	1													1		
38	睦沢町	1													1		
39	長生村	1													1		
40	白子町	0															
41	長柄町	2													1		1
42	長南町	2													1		1
43	勝浦市	2													1		1
44	いすみ市	2													1		1
45	大多喜町	2													1		1
46	御宿町	0															
47	館山市	2													1		1
48	鴨川市	2													1		1
49	南房総市	2													1		1
50	鋸南町	1													1		
51	木更津市	21	3		3		4	12	4	12					1		1
52	君津市	19													7		12
53	富津市	19													7		12
54	袖ヶ浦市	2													1		1

\* 県・市町村又は自主検査のみ計上

- XXXX : 出荷制限(R6.3.31現在)
- XXOX : 出荷自粛(R6.3.31現在)
- XXX : 検査対象外(R6.3.31現在)

## 2 令和6年度千葉県林産物の出荷制限・出荷自粛解除等に向けた検査計画 市町村別一覧

令和6年3月29日現在

番号	品目		原木しいたけ(露地栽培)	原木しいたけ(施設栽培)
	検査数計		99	
	品目別検査数		63	36
	制限・自粛等	制限	自粛等	制限
	制限・自粛等別検査数	60	3	36
1	千葉市	6	6	
4	八千代市	0		
10	流山市	0		
11	我孫子市	0		
14	成田市	3		3
15	佐倉市	9	9	
18	印西市	3	3	
19	白井市	0		
31	山武市	3	3	
51	木更津市	0		
52	君津市	24	6	18
53	富津市	51	33	18